

根 拠 法 令	消防法(第11条)	担当課 担当係	消 防 救 急 課 消 防 救 急 係 0742-27-8423
制度の概要	指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う危険物施設の設置等を行おうとする場合は許可を受けなければならない。		
目 的	危険物の取扱いについて規制することにより、危険物による災害を防止し、もって社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。		
対 象 地 域	県内全域		
規 制 内 容	1 市町村長の許可が必要な場合 消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置等を行おうとする場合は市町村長の許可を受けなければならない。(窓口：消防本部又は消防署) 2 適用除外等 (1) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、各市町村の火災予防条例の適用がある。 (2) 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵及び取扱いは、それぞれ航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法による規制を受けているので、適用除外となる。		
許 可 等 の 基 準	1 危険物施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合していること。 2 危険物施設においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないこと。		
手 続 の フ ロー 図	※		

